## 管理職手当に関する規則

- 平成7年3月31日 🤈 └ 規 則 第 26 号 J

改正 平成 17年3月18日規則第9号

平成 18 年 10 月 30 日規則第 14 号

平成 19 年 5 月 1 日規則第 8 号 平成 20 年 3 月 31 日規則第 10 号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成 18 年北但行政事務組合条例第7 号)において準用する豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号) 第25条に基づき、管理職の指定及び管理職手当の額等に関し必要な事項を定めるも のとする。

(管理職の指定)

- 第2条 管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当を支給する職員の職は次の とおりとする。
  - (1) 事務局長
  - (2) 次長
  - (3) 課長
  - (4) 参事
  - (5) 課長補佐

(管理職手当の額)

第3条 前条に規定する職にある職員に対して支給する管理職手当の額は、次のとおり とする。

(1)	前条第1号の職で職務の級が7級の職員	月額 88,100 円
(2)	前条第1号の職で職務の級が6級の職員	月額 62,900 円
(3)	前条第2号の職で職務の級が6級の職員	月額 62,900 円
(4)	前条第3号又は第4号の職で職務の級が6級の職員	月額 62,900 円
(5)	前条第3号又は第4号の職で職務の級が5級の職員	月額 47,800 円
(6)	前条第5号の職で職務の級が4級の職員	月額 30,300 円

2 前条各号の一に掲げる職の職員のうち、同条各号に規定する職を兼ねている場合に おいては、その兼ねる職にかかる管理職手当は支給しない。

(管理職手当の支給)

- 第4条 管理職手当は、月の1日から末日までの分をその月の給料日に支給する。
- 2 第2条に規定する職にある職員が欠勤等の事由により20日以上その職務を行わな いときは、その月の管理職手当は、支給しない。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月18日規則第9号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月30日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年5月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成 19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。